

関東地方整備局コンプライアンス推進指針

平成25年3月29日

一部改正 平成27年3月31日

一部改正 令和5年3月22日

関東地方整備局コンプライアンス推進本部

1. はじめに

(1) 策定の趣旨

関東地方整備局においては、平成19年に明るみと出た国土交通省職員による水門設備工事に係る入札談合等関与行為を契機として、発注者綱紀保持規程の制定と発注者綱紀保持マニュアルの策定、研修におけるコンプライアンス講義の充実、各所属における講習会やコンプライアンス・ミーティングの開催といった取組を行うなど、不正が起きにくい入札契約制度への見直し、監査・検査体制の充実といった制度面での見直しを行ってきた。

さらに、平成24年4月には、整備局の役割や社会的要請・責務等を明らかにし、業務に対する基本理念や行動規範を明確化するため、「関東地方整備局職員行動基準」及び「関東地方整備局コンプライアンス推進のための基本事項」を職員自ら意見を出し合って策定した。これらは、職員があるべき姿のイメージを共有することで、自律的、模範的な態度で自信と誇りを持って職務に取り組む環境づくりを促すとともに、コンプライアンス推進の憲章となっている。

しかしながら、平成24年10月17日に公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における当省発注の土木工事に関し官製談合防止法に基づく改善措置要求がなされ、さらには省全体としての入札談合等関与行為の再発を確実に防止するために効果的な改善措置を講じるよう要請された。これを受け、これまでの取組を補強するとともに、入札談合等関与行為を再度確実に防止するための効果的な措置を含めたコンプライアンス活動について組織的かつ総合的な取組を推進するため、その推進体制及び実施すべき施策について基本的な方針を定めることとした。

なお、本指針は、その策定の経緯から発注者綱紀保持の観点での取組を主とするものとなっているが、それに留まらず、国家公務員としての法令遵守に加え、モラルや倫理といった社会的常識の遵守、さらには整備局に対する社会的要請への貢献をも含んだ広い意味でのコンプライアンスについて、その実現を図ることとする。

(2) 内部統制・組織体制

各年度においてコンプライアンス推進を実施する施策を明らかにするため、「関東

地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」の意見等を踏まえ、「関東地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）においてコンプライアンス推進計画（以下「年度推進計画」という。）を作成するとともに、各事務所及び各管理所並びにセンター（以下「各事務所等」という。）における取組や実施状況等のモニタリングとフォローアップを行い、必要に応じて本指針及び年度推進計画の見直しを行うこととする。

本局においては、推進本部の体制の下、適正業務管理官が各部と調整の上、コンプライアンス推進を徹底する。

また、各事務所等においては、事務所長を「コンプライアンス推進責任者」とするとともに「事務所コンプライアンス推進本部」を設ける等の体制を構築し、各事務所等における年度推進計画の策定、推進計画に沿った活動の実施及びモニタリング等を行うことによって、コンプライアンス推進を徹底する。

（3）基本方針

「関東地方整備局職員行動基準」及び「関東地方整備局コンプライアンス推進のための基本事項」に盛り込まれている「職員一人ひとりが国民全体の奉仕者としての立場や自己の職責を認識し、自ら考えて社会的要請に応える」というコンプライアンス推進の基本的方針・考え方、並びに高知県内の入札談合事案を踏まえた再発防止対策を職員全員で共有し、組織全体としてのコンプライアンスを確立していくため、次のような基本方針に則り、各種推進施策を行っていくこととする。

① 意識改革の徹底

- i) 関東地方整備局の役割・使命や社会的要請を明確に認識し、自ら考えて行動することで、それに対応していく職員を目指す意識の共有、徹底
- ii) 入札談合関与行為等に関する違法性の認識の徹底
- iii) 事業・業務遂行優先等の組織内の暗黙の共通認識、仲間意識等の中で、社会的要請に反する恐れがあるものの明確化、認識の共有化
- iv) 不当な働きかけ等を個人で抱え込まず組織全体で共有し対応すること及び不正行為に気づいた場合に上司へ報告又は内部通報を行うことの徹底
- v) i) からiv) をはじめとする組織の意識改革は、局長、本局部長、事務所長等のトップの意識にかかっており、その責務であることの徹底

② 社会的要請に応えうる職員の育成、スキルアップ

自己の職責を認識し、自ら考えて社会的要請に応えることのできる職員を育成す

るため、技術力、コミュニケーション力、人間力及び現場力の向上を図る研修等の機会、プログラムを整備・充実し、各職員のスキルアップを図る。

- ③ 不正が発生しにくい制度への見直し、コンプライアンス・リスクマネジメント
 - i) 不正防止のためには、不正を行いにくい制度への見直しも重要であり、その観点から、入札契約手続をはじめとする制度・手続の見直しや機密情報・個人情報が含まれる情報の管理の徹底を図る。
 - ii) 整備局が行っている業務に関連したコンプライアンス・リスクの洗い出し、評価を行い、順次、業務運営の見直しを行う。

2. 推進施策

(1) 職員の意識の徹底

年月の経過によって職員のコンプライアンスに対する意識、違法性の認識が希薄にならないよう、常に職員の意識の徹底を図る。

① 職員のコンプライアンスに対する意識の改革

i) 「関東地方整備局職員行動基準」等の周知・徹底

「関東地方整備局職員行動基準」及び「関東地方整備局コンプライアンス推進のための基本事項」についてさらなる周知徹底を図ることにより、法令、公務員倫理といった社会通念上の規範を遵守することはもちろん、整備局の役割や社会的要請等を明確化し、あるべき職員の姿のイメージを共有することで、職員一人ひとりが、自律的、模範的な態度で自信と誇りを持って職務に取り組む、より広い意味でのコンプライアンスの実現を目指す。

ii) 本局及び各事務所等での取組

コンプライアンス意識を維持し向上するため、本局及び各事務所等において、講習会やグループ討議等、自律的・自発的な創意工夫を取り入れた活動を行う。

iii) 研修におけるコンプライアンス講義の実施

可能な限り全ての基幹研修及び専門研修においてコンプライアンス講義を実施する。特にその内容は、時勢や研修内容と関連づけた講義とする等により、理解が深まるものとするように考慮する。

iv) 不当な働きかけに対する報告の徹底

不正行為の防止を職員個人の判断だけに委ねるのではなく、局長を先頭に組織全体で芽の小さいうちに摘み取り、不正行為を防止していくことが必要不可欠であ

る。

このため、入札契約に関する業務をはじめとする整備局の業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び局長へ報告する義務があることを徹底する。

また、職員が組織内の不正行為に気づいた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告又は内部通報や報告窓口への報告義務があることを徹底する。

これらについて、局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。

② 発注者綱紀保持の徹底

i) 職員に対する徹底

前述の本局及び各事務所等での取組や研修での講義の場を利用しつつ、常に発注者綱紀保持の重要性、特に（ア）業者との接触ルール（イ）入札談合等関与行為防止法上の違法行為は刑事罰の対象となること、人事処分の重さ、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等について、職員に徹底を図る。

ii) 事業者に対する周知

整備局におけるコンプライアンスの取組の趣旨や内容並びに入札談合を行った場合のペナルティの内容及びその強化について、工事、業務の競争参加資格者に対して、認定通知書を送付する際、あるいはホームページや入札契約システムを活用すること等により周知する。

iii) 談合疑義案件に対する厳正な対応

整備局が発注する案件に対して、入札談合に関する情報又は入札談合に関する疑義事実があったときは、公正入札調査委員会において当該情報又は疑義事実の把握及び事情聴取等の調査の要否等について審議するとともに、必要に応じ、本省、公正取引委員会及び警察庁へ報告することとする。

(2) 職員のスキルアップ

関東地方整備局において取り組んでいる以下の施策において、コンプライアンス推進の観点から、コミュニケーション力（地域の方々の声・ニーズを的確に把握し、それに応える工夫をする能力。所掌する事業や施策について地域の方々を含めた様々な国民の皆様に、相手の関心やニーズに応じた的確でわかりやすい説明を行う能力）人間力及び地域の広域的な基幹的インフラを管理する立場として求められる技術力や現場力を向上する取組を強化していく。

① 人材育成行動計画の作成・実行

人材育成行動計画に、技術力、コミュニケーション力、人間力及び現場力を含む能力（職員に求められる能力）の向上を目的とした講習会等を積極的に取り入れる。

各部事務所等においては、職員に求められる能力を、職務や職責に応じて的確に把握し、OJTによる育成や講習会、研究会や現場実習等、習得する場を適切に企画・提供するとともに、局内研修や外部研修への派遣を計画的、積極的に実施する。

② 技術エキスパートの活用

技術の進歩と社会的要請に応え、信頼される組織の中核となる人づくりのため、技術的専門知識と応用能力及び十分な実務経験を有する「技術エキスパート制度」を活用することとし、技術エキスパートとして選定登録された職員による技術的アドバイスや研修講師等としての活動により、整備局職員の技術力向上や、整備局内の事業、業務等の遂行における技術的課題の的確かつ効率的な解決を図る。

(3) 業務運営の見直し

① 入札契約制度の改善

入札契約手続において重要度が高い情報は、入札参加者名、各参加者の総合評価点数及び入札予定価格であるため、入札契約手続において、これら情報の漏洩や操作を防止する必要がある。

i) 入札契約手続の不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図る。

ii) 入札契約手続における不公正な評価及び情報漏洩の防止

技術提案書における企業名のマスキングを徹底し、入札参加者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩の防止を図る。

なお、i) や後述の ②iii) など、不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性及び過度な事務負担となっていないかを検証することとする。

② 情報セキュリティの徹底

重要な情報の漏洩防止を、業務のあらゆる局面で図る必要がある。

i) 文書情報管理の徹底

「公文書等の管理に関する法律」の趣旨に則り、関連する法令等及び主任文書管理者等の指示に従い、行政文書及びこれに関する情報を適正に管理する。

ii) システム情報管理の徹底

重要な情報を保護するため、書面及び電磁記録については、取り扱う情報の機密性の観点から分類基準に従って格付けし、取扱制限を明示（機密性2、関係者限り、等）することを徹底する。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、関係者以外がアクセスできないよう、アクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図る等、情報管理の徹底を図る。

iii) 入札契約に係る情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者等の機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行い、会議や講習会等様々な機会を通じて、職員に対して、機密情報が業務遂行以外に利用されないよう、情報管理の重要性と機密情報の厳重な管理について周知徹底を図る。

iv) 個人情報保護の徹底

個人情報の適正な取扱いは、業務の適切かつ円滑な遂行の重要な基盤であるとともに、社会的信頼にかかわるものである。このことを十分に認識の上、個人情報の適切な取扱いについて徹底する。

③ 応札状況の透明化・情報公開の徹底

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど、透明化と情報公開を徹底する。

④ 支出の適正化及び業務の改革・改善

i) 支出の適正化

国民のニーズを踏まえて適正・効率的な行政サービスを提供する観点から、予算執行に当たっては、常に国民の目線に立って支出が適正かどうかコスト意識をもって行い、手続についても会計法令等に基づき厳正かつ公正に行う。

ii) 業務の改革・改善

業務の改革・改善を進めるための体制を整備し、既存の業務の廃止・見直し・改善等を図る。

(4) コンプライアンス・リスクマネジメント

入札手続、許認可事務等における不正、手続ミス、個人情報の紛失といった様々なコンプライアンス・リスクについて、本局及び事務所でやっている業務の内容及び実際の事務処理を順次洗い出して不正の防止及び信頼性の向上といった観点から点検・評価し、その結果を踏まえて業務運営の見直しを行う。

(5) 開かれた行政運営

関東地方整備局の役割や取組等を積極的に情報発信することにより、社会への説明責任を果たすとともに、透明性のさらなる向上と国民・地域の意見の適切な反映を行う。

① 情報公開の推進

積極的な情報公開により、関東地方整備局が実施する事業への理解と信頼の確保に努めるとともに、説明責任を的確に果たしていく。

② 広報・広聴活動の充実

i) 広報活動

平常時については、関東地方整備局が実施する事業・施策について、地域の方々をはじめとする国民の皆様の様々な関心やニーズに対応したわかりやすく丁寧な情報発信、的確な説明を行う。

災害時については、体制構築や情報収集を確実にいき、迅速かつ的確な情報発信を行う。

ii) 広聴活動

広聴に関しては、関東地方整備局の事業・施策に国民・地域の意見を反映させるため、広く、丁寧に意見を聴取する。聴取した意見については、組織内で適切に情報共有化を図り、必要な対応を行う。

(6) 職場の環境づくり

① 執務環境の保持

業者等と接する場合について、原則としてオープンな場所で複数の職員で対応し、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得る等、発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルで定めるルールを徹底する。

副所長室は、大部屋化又は相部屋化を図り、相部屋化する際の副所長の配置については、再発防止対策の趣旨に十分留意して行うものとする。

なお、予算上等の制約から、直ちに実施することが困難な場合には、少なくとも可視化を行うほか、業者との対応はオープンな接客室で行うこととする。

② 仕事と生活の調和

仕事以外の生活の満足度をアップし、仕事に対するモチベーションの向上につながるという好循環を生み出すため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた職員の意識改革を図る。

③ カウンセリング・ハラスメント対策

職員のモチベーションの維持、向上等を図るとともに、よりよい職場環境を築くため、専門カウンセラーや職場カウンセラー等による相談体制について周知を図る。

また、講習会の開催等により、ハラスメント対策の重要性について、職員に徹底する。

3. 実施状況及び実効性の検証

（1）推進本部によるモニタリング等

推進本部は、幹部が行う日々の業務の一環として毎月1回以上開催することとし、各部事務所等における取組や実施状況等のモニタリングとフォローアップを行い、必要に応じて本指針及び年度推進計画の見直しを行うとともに、コンプライアンスに関する取組についてホームページで公表する。

（2）内部監査の充実・強化等

内部監査においては、引き続きコンプライアンスの取組状況等を監査実施計画の重点事項に位置付け、監査の充実・強化を図ることにより、推進施策の実施状況及び実効性の検証を行い、適宜、コンプライアンス推進の取組等へ反映する。

4. その他

適正業務管理官及び各事務所等の長は、毎年度5月末日までに前年度の取組の実施状況について推進本部長に報告するものとし、推進本部長は本報告に基づき実施状況を評価し、委員会の意見を踏まえたコンプライアンス報告書を毎年度7月末日までに取りまとめ公表する。